

○企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関を指定する件（平成十九年金融庁告示第三百三十一号）

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関を次のように指定し、平成二十年一月一日から適用する。

平成十九年十二月二十八日

- 一 名 称 株式会社格付投資情報センター
主たる事務所の所在地 東京都中央区日本橋一丁目四番一号
指定の有効期間 平成二十年十二月三十一日まで
- 二 名 称 株式会社日本格付研究所
主たる事務所の所在地 東京都中央区銀座五丁目十五番八号
指定の有効期間 平成二十年十二月三十一日まで
- 三 名 称 ムーデイズ・インベスターズ・サービス・インク
主たる事務所の所在地 アメリカ合衆国ニュー・ヨーク州ニュー・ヨーク市グリニッチ・ストリート二百五十番地
指定の有効期間 平成二十年十二月三十一日まで
- 四 名 称 スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス
主たる事務所の所在地 アメリカ合衆国ニュー・ヨーク州ニュー・ヨーク市ウォーター・ストリート五十五番地
指定の有効期間 平成二十年十二月三十一日まで
- 五 名 称 ファイツチレーティングスリミテッド
主たる事務所の所在地 英国ロンドン市フィンベリー・ペイブメント百一番地
指定の有効期間 平成二十年十二月三十一日まで